

## 「ネットワーク歯科健診」の実施について

日頃は健康保険組合の事業にご協力を賜り誠に有難うございます。

表題の件、勤務先での集団歯科健診を受けられない方を対象に、保健事業の一環として「ネットワーク歯科健診」を実施します。

日頃、ご自身の歯について意識をされていない方は、これを機会に「歯の健康」について考えてみてください。

### 【目的】

1. 医療費の「歯科」に係る費用の削減策として実施します。
2. 現在、歯周病から糖尿病へ、糖尿病から歯周病へという相関関係が広く知られています。 糖尿病を未然に防ぐことも目的の一つです。
3. 国全体の医療費増大の抑制、また、厚生労働省が提唱する8020運動（80歳で自分の歯を20本持つ）の実践を図ります。

### 【概要】

1. 「日本歯科衛生協会（以下「仲介業者」という）」を通じて実施します。
2. 歯科健診の対象者は、「文化シャッター健康保険組合」に加入している「被保険者（ご本人）」のみです。

**配偶者や子供等、被扶養者（ご家族）は対象ではありません。**

3. 被保険者は、仲介業者が運営するWebページから歯科健診を実施している歯科医院を選択して、申込登録をします。
4. 申込登録した内容が、仲介業者に転送され、受診資格の有無を確認します。
5. 被保険者は資格確認メールを受信した後、申込登録をした歯科医院へ直接電話で予約をします。（健康保険組合名とネットワーク歯科健診の予約とお伝え下さい）
6. 資格確認メールにあるURLに接続頂き、電話で決定した受診日時を登録します。  
（この時点で受診予約完了です）

7. 被保険者は、予約した歯科医院で「歯科健診」を受診します。
8. 内容は、①口腔審査 ②簡易歯石除去 ③簡易歯面の研磨 ④口腔衛生指導です。
9. 歯科医院窓口での支払いはありません。  
「歯科健診」にかかる費用は健康保険組合が負担します  
「歯科健診」受診日に治療を受けることは出来ません。

#### <申込URL>

PC、スマホ用 : <https://www.nihonshika.net/nw/bunka-s/>

スマホ以外の携帯用 : <http://www.nihonshika.net/nw/bunka-s/i/>

なお、PCの設定によりワンクリックで移行できない場合は、同URLをコピーし、アドレスバーに貼り付けてエンターを押していただくと申込画面が表示されます。

#### 【注意事項】

1. 「歯科健診」で歯科医院を訪問した際、窓口で「保険証」を提示しないで  
ください。
2. 「歯科健診」を受診する際は同日に「歯科健診」以外の治療等を受ける事は  
出来ません。

以上